

1

「医療費控除」の制度 内容を教えてください

《50歳代女性》



声 高額の医療費を支払ったときに税金が戻ってくる「医療費控除」という制度があると聞きました。どのような制度なのか教えてください。

答

医療費控除は、1月1日から12月31日までの間に支払った医療費の額が一定額（10万円か所得の5%のいずれか低い金額）以上になったとき、確定申告や住民税の申告を行うことで、税金の計算上、医療費に応じた額を控除（差し引くこと）できる制度です。

医療費控除の申告を行ったとき、所得税の還付が受けられ、翌年度の住民税が減額されたりしますが、還付される税額は支払った医療費の額や適用される方の税率により異なります。また、非課税の方はそれ以上の税の還付や減額を受けることはできません。

控除の対象となる医療費は、病院などで支払った医療費（自己負担額）のほか、薬代や通院交通費（タクシー代や自家用車の燃料代を除く）などの合計額で、健康保険の給付金など（高額療養費など）で補てんされた額を除くこととされています。詳細は、お問い合わせください。

【税務課市民税係】
☎(24)0158

声のらん

「声のらん」は、主に「市長への手紙・ポスト」や「広報広聴モニター」の声と、その答えをご紹介します。このほかに、皆さんからの一般的な質問などもご紹介しますので、疑問に思っていることなどを、お手紙などでお寄せください。ただし、他の市民の方にも参考になる内容を採用させていただくため、全てを掲載することはできません。また、質問の内容を確認する必要上、お手紙には必ず連絡先と名前をご記入ください。【〒066-8686 / 千歳市東雲町2丁目34 / 千歳市企画部広報広聴課宛】

2

ペットが亡くなったときの火葬手続きを教えてください

《60歳代女性》

声

自宅で飼っているペット（室内犬）が亡くなったときの火葬手続きを教えてください。

答

ペットの火葬は、お骨を「拾うとき」と「拾わないとき」の2つの方法があります。

《お骨を拾うとき》

千歳市葬斎場（根志越）

☎(22)2250（事前予約が必要）

【申込受付】友引、1月1日を除く8時45分～17時15分

【火葬時刻】9時30分と14時30分

分（1日2回）
【必要なもの】印鑑、登録犬の場合は鑑札、使用料

使用料（1体）	千歳市民
5 kg未満	7500円
5 kg以上20 kg未満	1万5000円
20 kg以上	1万5000円

※詳細は、市民生活課生活環境係にお問い合わせください。

《お骨を拾わないとき》

千歳市環境センター（美々）

☎(23)2110

【受付】8時30分～16時30分（日曜日、12月29日～1月3日を除く）
※亡くなったペットを持ち込んでください。

【料金】10 kgにつき60円

※詳細は、環境センター廃棄物対策課廃棄物対策係にお問い合わせください。

【市民生活課生活環境係】
☎(24)0261